

学校法人 NEWSLETTER

2023年5月号（創刊号）

私立学校法の改正と実務対応

- I. はじめに
- II. 改正に至る経緯
- III. 改正のポイント・実務的な改正対応

森・濱田松本法律事務所
弁護士 浦岡 洋
TEL. 03 5220 1803
yo.uraoka@mhm-global.com
弁護士 小川 智史
TEL. 03 5220 1825
satoshi.ogawa@mhm-global.com
弁護士 村田 陽祐
TEL. 03 6266 8545
yosuke.murata@mhm-global.com
弁護士 渡邊 泰尚
TEL. 03 5293 4935
yasuhisa.watanabe@mhm-global.com

I. はじめに

今般の私立学校法（以下「私学法」といいます。）の改正（以下「令和5年改正」といいます。）においては、理事会を最高意思決定機関とし、評議員会を諮問機関とする現行法の基本的な枠組みは最終的に維持されつつも、私立学校のガバナンス強化、理事会・理事に対するチェック機能の強化の観点等から、多岐にわたる改正が盛り込まれました。条文数も、改正前において67条であった条文数が、164条までに大幅に増加しています。

これにより、私立学校を運営する学校法人においては、現状の自らのガバナンス体制（理事や評議員の選任方法や、メンバー構成等）について、改正法と照らし合わせて見直す必要のある事項を洗い出し、寄附行為を変更する対応が必要になります。また、理事会の決議事項が拡充されて開催頻度も増すなど、理事会や評議員会の運営も、変更が必須となります。本 NEWSLETTER では、私学法令和5年改正の多岐にわたる改正のうち、特に重要なポイントと、各学校法人において対応すべき主要な事項をまとめています。

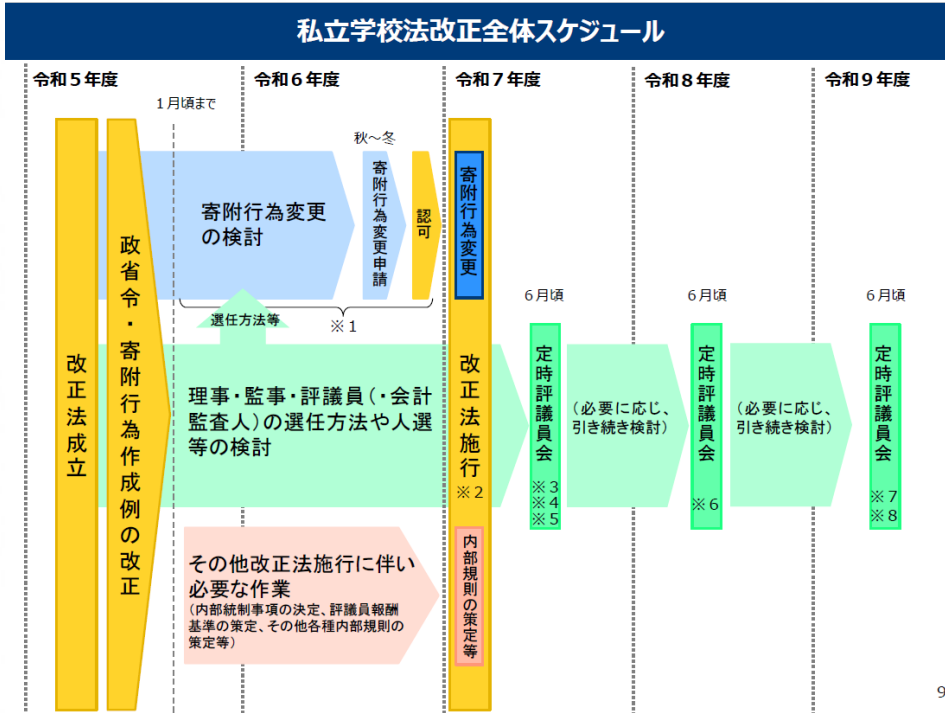
令和5年改正の施行日は、令和7年（2025年）4月1日¹とされており、大臣所轄学校法人²のケースにおける改正に向けた対応の具体的なスケジュールは、以下のとおりです³。各学校法人では、政省令・寄附行為作成例の改正の動きも見ながら、改正法対応を進める必要があります。

¹ 後記のとおり、一部の規定に経過措置が設けられています。

² 大学、短期大学及び高等専門学校を設置している学校法人はこれに該当します。

³ 文部科学省作成の「私立学校法の改正について」（https://www.mext.go.jp/content/20230428-mxt_siga_kugy-000021776-01.pdf）（以下「文科省資料」といいます。）9頁

学校法人 NEWSLETTER



9

II. 改正に至る経緯

(1) 令和5年改正に至るまでの主な流れ

日付	概要
2020年1月	「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」の設置
2020年4月	令和元年（2019年）私学法改正の施行
2021年6月18日	「経済財政運営と改革の基本方針2021」が閣議決定。私立学校法の抜本的改革の必要性が示される。
2021年7月19日	上記閣議決定を踏まえ設置された第1回「学校法人ガバナンス改革会議」（以下「改革会議」といいます。）の開催
2021年12月3日	第11回「学校法人ガバナンス改革会議」において「学校法人ガバナンスの抜本的改革と強化の具体策」が公表される。
2022年1月6日	「学校法人制度改革特別委員会」（以下「特別委員会」といいます。）の設置が決定。
2022年3月29日	学校法人制度改革特別委員会報告書の公表。当該報告書を基に改正案の骨子案が作成される。

学校法人 NEWSLETTER

(2) ガバナンス改革会議と令和5年改正の着地点

学校法人ガバナンス改革会議では、社会福祉法人改革も参考に、評議員会を諮問機関から「最高監督・議決機関」へと変更して、理事会の上位に位置する意思決定機関と位置づけました。具体的には、評議員の選任・解任に理事・理事会が関与できない制度とする一方で、理事の選任・解任は評議員会が行うこととし、また、理事と評議員の兼任は禁止するなどして、評議員会に対する理事会の影響力行使を徹底的に排除して評議員会の独立性・自律性を確保し、評議員会が理事会・理事を監督・牽制するという、ドラスティックな改正方針が示されました。

このような現行法の枠組みを大きく変更する改正方針に対しては、日本私立大学連盟、日本私立大学協会、日本私立大学団体連合会及び日本私立短期大学協会等が意見表明等を行うなど、私立学校側から大きな反響（懸念）が示されました。そして、最終的に、令和5年改正では、理事会を最高意思決定機関、評議員会を諮問機関とする現行法の枠組みは維持し、また、理事や評議員の選任方法や人選についても各学校法人ごとに一定程度柔軟な対応を行うことを可能としつつ、各種の学校法人のガバナンス強化策が盛り込まれる内容となりました。

学校法人ガバナンス改革会議で示された改正項目と令和5年改正での着地点について、以下の表にてまとめています。

	現行法	学校法人ガバナンス改革会議 ⁴	令和5年改正
理事会の役割	・学校法人の最高議決機関	（評議員会が最高議決機関）	・学校法人の意思決定・執行機関
理事の選任・解任	・寄附行為の定め ・実際の寄附行為の規定例は様々	・評議員会が選任・解任 ・いつでも評議員会の決議によって解任することができる	・寄附行為上に定める理事選任機関が選任・解任 ⁵ ・解任事由は、①職務上の義務違反・懈怠、②心身の故障、③その他寄附行為で定めるものに限定 ⁶
評議員会の役割	・原則：諮問機関 ⁷	・最高監督・議決機関へ変更 ・理事・監事・会計監査人の選任・解任	・諮問機関であるとの位置づけを維持 ・監事・会計監査人の選任・解任 ⁸

⁴ 学校法人ガバナンス改革会議「学校法人ガバナンスの抜本的改革と強化の具体策」（2021年12月3日）参照。

⁵ 令和5年改正30条1項

⁶ 令和5年改正33条1項各号

⁷ 現行法42条1項

⁸ 令和5年改正45条1項、48条1項、80条1項、83条1項

学校法人 NEWSLETTER

	現行法	学校法人ガバナンス改革会議 ⁴	令和5年改正
評議員の選任・解任	・寄附行為の定め	・寄附行為の定め ・理事会・理事による選任・解任は無効 ・評議員を選定するための諮問委員会を設置することが望ましい ・解任事由を定め、評議会に解任権限を与え、所轄庁の解任勧告の対象とする	・寄附行為の定め ⁹

Ⅲ. 改正のポイント・実務的な改正対応

令和5年改正における、現行制度からの重要な変更点と、各学校法人での実務的な要対応事項の概要を説明します。なお、基本的には大臣所轄学校法人等を念頭に解説いたします。

1. 役員等の選解任手続き等について

(1) 理事の選解任

① 改正の概要

現行法下では理事の選解任は寄附行為により定めることとされていますが、改正後は、新たに設置が義務付けられる理事選任機関が行うこととなりました（30条1項、33条1項）。また、一定の場合につき、評議員会は理事選任機関に理事の解任を請求することができ（同条2項）、さらに、一定の場合に評議員が理事の解任を請求する訴えを提起する権利（同条3項）も定められました。

理事選任機関の構成（すなわち、理事選任機関のメンバー）、運営その他の必要事項は寄附行為で定める必要がありますが（29条）、私学法ではかかる寄附行為の定めについて特段の制限はありません。例えば、理事選任機関の構成について、文科省資料によれば、第三者を含む選考委員会方式のみならず、従来どおり理事会や評議員会を理事選任機関とすることも可能とされています。

なお、理事選任機関が理事を選任する際は、評議員会への事前の意見聴取が必要となりますが（30条2項）¹⁰、評議員会の決議は要求されておらず、評議員会の意見には法的拘束力はないとされています¹¹。

⁹ 令和5年改正61条1項

¹⁰ 評議員会が理事選任機関となった場合、評議員会の意見聴取は不要です。

¹¹ 文科省資料によれば、今回の改正趣旨に鑑み、評議員会の意見を尊重することが望ましいとされています。

学校法人 NEWSLETTER

② 実務的な改正対応

現在、各学校法人において、理事の選任方法（誰が理事を選任するか？）に関する寄附行為の定めは千差万別であり、①充て職の理事に加え、一定数を理事会、一定数を評議員会で選任するとしている例もあれば、②すべての理事を理事会で選任するに実質的に等しい例も見受けられます。改正後においても、現行と同様の理事の選任方法を継続できるような理事選任機関に関する定めを置くことは原則として可能と考えられます。但し、文科省資料では、「今回の制度改正の趣旨を踏まえて適切に判断いただきたい」¹²としているところを踏まえ、各学校法人において、現行の理事の選任方法を変更する必要があるか検討を行うことになるものと思われます。

なお、理事の選任方法を実質的に変更するか否かに拘わらず、いずれの学校法人においても、理事選任機関の構成や運営方法に関する定めを新設する寄附行為の変更が必要になります。また、充て職理事を置いている学校法人においては、当該理事についても理事選任機関が選任する旨の寄附行為の変更が必要になります¹³。

(2) 監事の選解任

① 改正の概要

現行法下では監事は評議員会の同意を得て理事長が選任し、寄附行為の定めにより解任されることとされていますが、改正後は評議員会の決議によって選解任が行われることとなりました（45条1項、48条1項）。

また、理事が監事の選任議案を提出するには監事の過半数の同意が必要とされる（49条1項）など、改正法では監事の地位を保護することで、理事会・理事に対する牽制機能の強化が図られています。

② 実務的な改正対応

各学校法人においては、評議員会の決議によって監事の選解任を行うよう、改正法にあわせて寄附行為を変更することが必要になります。

2. 役員等の兼職の制限等について

(1) 兼職の制限

① 改正の概要

現行法下では評議員理事の設置は必須ですが、改正後は理事と評議員の兼職が禁止されることとなります（31条3項）。かかる改正については、2025年度の最初の定時評議員会の終結の時までは適用しない旨の経過措置が設けられています（附則2条1項）。

また、改正後は監事と子法人役職員（監事・監査役等を除きます。）の兼職が新たに禁止されます（46条）。

¹² 文科省資料 78 頁

¹³ 理事として選任される際の要件の1つとして、学部長であることなど、教学における役職に就いていることを寄附行為で定めることは可能とされています（文科省資料 79 頁）。

学校法人 NEWSLETTER

② 実務的な改正対応

2025年度の最初の定時評議員会の終結の時を境に評議員と理事の兼職は「必須」から「禁止」に変わるため、各学校法人においては、現在評議員理事として選任されている理事について、2025年度の最初の定時評議員会終結の時点で兼職状況を解消し、評議員又は理事のいずれに専念させるかを決定する必要があります。

また、現在選任されている監事が子法人役職員を兼職していないか確認し、兼職している場合には兼職を解消する必要があります。

(2) 評議員の定数

① 改正の概要

現行法下では評議員の定数は理事の定数の2倍を超える数が必要とされていましたが、兼職の制限等の評議員の要件厳格化に伴い、理事の定数の2倍を超える数の評議員を選任することが容易でない場合のあることを踏まえ、改正後は理事の定数を超える数で足りることとされました(18条3項)。理事の最低員数は5人のまま変更はないため(同項)、最低の評議員数は6人ということになります。

② 実務的な改正対応

各学校法人においては、評議員の要件を充足する人材確保も考慮に入れながら、評議員の定数を従前どおりとするか変更するかを検討し、寄附行為に反映する必要があります。

3. 役員等の構成の要件等について

(1) 近親者等に関する制限

① 改正の概要

現行法下では各役員についてその配偶者又は三親等以内の親族が1人を超えて含まれてはならないこととされていますが、以下のとおり、改正後はかかる制限がさらに強化され、評議員についても新たに制限が設けられることとなりました¹⁴。

なお、「特別利害関係」とは「一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として文部科学省令で定めるもの」とされており、具体的な定義については文部科学省令の公表を待つ必要があります¹⁵。

- i. 理事が、他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有していないこと(31条6項)
- ii. 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の3分の

¹⁴ かかる改正には経過措置が設けられており、2025年4月1日以降最初に招集される定時評議員会の終結時までには改正前の資格・構成要件が適用されることとなります(附則2条1項)。その後、2027年4月1日(大臣所轄学校法人等については2026年4月1日)以降最初に招集される定時評議員会の終結時まで、「2人以上の評議員」とあるのは「3人以上の評議員」と、「6分の1」とあるのは「3分の1」と読み替えられることとされています(附則2条2項)。

¹⁵ 学校法人のガバナンスに関する有識者会議作成の2021年3月19日付「学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について」によれば、「親族関係以外に事実上の婚姻関係や雇用関係等に着目するほか、特定の団体・法人の関係者が多数を占めないようにする」とされています。

学校法人 NEWSLETTER

1を超えないこと（31条7項）

- iii. 監事が、他の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有していないこと（46条3項）
- iv. 評議員が、他の2人以上の評議員と特別利害関係を有していないこと（62条4項）
- v. 役員又は他の評議員と特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人使用人である評議員の数の合計が評議員の総数の6分の1を超えないこと（同条5項3号）

② 実務的な改正対応

各学校法人においては、現在の役員等が上記i.からv.までの制限に抵触していないかを確認し、抵触する場合には役員等の構成を見直す必要があります。

(2) 評議員の構成

① 改正の概要

現行法下では職員である評議員が1人以上必要とされ、また、理事・理事会が選任した評議員の人数に制限はありません。改正後は、職員である評議員は1人以上必要かつ評議員の総数の3分の1以内に、また、理事・理事会が選任した評議員は評議員の総数の2分の1以内にそれぞれ制限されることになりました（62条3項、5項）。

上記（1）のとおり、理事の親族等の評議員は評議員総数の6分の1を超えないこととされており、理事・理事会が選任する評議員（2分の1まで）と理事の親族等である評議員（6分の1まで）とで、評議員の総数の3分の2を占めることも可能であるとして、評議員会による理事・理事会への牽制機能の強化という本改正の意義が骨抜きになるおそれが国会で指摘されています¹⁶。この点について、政府は、2分の1、6分の1といった要件はあくまで上限であり、説明会の実施やモデルとなる寄附行為の作成により、評議員に期待される牽制機能の実質化のための適切な取り組みが行われるように徹底する旨答弁しています。

② 実務的な改正対応

各学校法人においては、現在の寄附行為上の評議員の選任方法を確認し、例えば理事会で2分の1を超える評議員を選任できる仕組みとなっている場合には、理事選任評議員が2分の1以内となるようにするなど、寄附行為の変更が必要になります。

(3) 外部理事の数

① 改正の概要

現行法下では外部理事は1人以上選任すれば足りましたが、改正後は2人以上選任する必要があることとされました（146条1項、31条4項2号）。また、今回の改正により、選任時に当該学校法人の子法人の役員や使用人である者についても外部理事の対象外とされました（同号）。

¹⁶ 2023年3月2日衆議院文部科学委員会における宮本岳志議員発言。

学校法人 NEWSLETTER

② 実務的な改正対応

各学校法人においては、外部理事が上記の要件を満たすか確認するとともに、外部理事が1人のみの場合には2人以上となるように新たに外部理事を選任する必要があります。

4. 学校法人の意思決定について

(1) 理事会

① 改正の概要

今回の改正により、理事会が意思決定を理事に委任できない事項が以下のとおり具体的に定められました（36条3項各号）。これらの事項については各理事で決定することができず、常に理事会での意思決定が必要となるため留意する必要があります。

- i. 重要な資産の処分及び譲受け
- ii. 多額の借財
- iii. 学校法人の設置する私立学校の校長その他の重要な役割を担う職員の選任及び解任
- iv. 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- v. 理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制
その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令で定める体制（いわゆる内部統制システム）の整備
- vi. 予算及び事業計画の作成又は変更
- vii. 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準の策定又は変更
- viii. 収益を目的とする事業に関する重要事項
- ix. 前各号に掲げるもののほか、学校法人の業務に関する重要事項

また、議事録に理事会決議への異議をとどめなかった理事はその決議に賛成したものと推定されることや、議事録を10年間備え置く必要があることにも留意する必要があります（43条4項、5項）。

② 実務的な改正対応

各学校法人においては、上記i.からix.までの事項が理事会の決議事項となっているか寄附行為を確認し、寄附行為の変更が必要になると考えられます。また、「前各号に掲げるもののほか、学校法人の業務に関する重要事項」（上記ix.）についても理事会の決議が必要とされますが、具体的にどのような事項について理事会の決議を必要とするか、内規等で定めておくことも検討に値すると考えられます。

また、現行法下では、定例理事会の開催頻度が年に2回となっている学校法人が多くみられます。改正法下では、理事会を最低3か月に1回開催する必要があります（146条1項、39条1項）、上記の各事項を行う場合にはその都度理事会の決議を取得

学校法人 NEWSLETTER

する必要があるため、機動的な法人運営を行うため、定例理事会の開催頻度をさらに上げることも検討に値すると考えられます。例えば、上場している株式会社の場合、少なくとも毎月1回定例的な取締役会を開催し、加えて、必要に応じて臨時の取締役会を開催しているケースが多いところです。

(2) 評議員会

① 改正の概要

現行法下では評議員会は基本的に諮問機関とされていますが、本改正により監視・牽制機能等の権限が強化されることとなりました。上記1. (1) (2) で述べた内容に加え、評議員会は新たに以下の権限を有することとなります。

- i. 大臣所轄学校法人等における解散・合併・寄附行為変更（軽微な変更を除く）の決議（150条）
- ii. 会計監査人の選解任（80条1項、83条1項）
- iii. 監事に対する理事の不正行為の差止の訴えの提起の請求（67条1項）¹⁷

② 実務的な改正対応

各学校法人においては、i.やii.を決定する場合、必ず評議員会の決議を得るよう、運用に注意する必要があります。

5. その他

上記のほか、会計監査人・常勤監事の設置義務といった監査体制の充実に関する規定（144条、145条）、内部統制システムの整備に関する義務（148条）、役員等に対する責任追及の訴えの制度（140条1項）や刑事罰（役員等の特別背任罪、贈収賄罪、学校法人等の財産の処分罪等）に関する規定が充実したことは、今回の改正のポイントといえます。

¹⁷ 評議員会において当該議案が否決されたとき、又は当該決議後遅滞なく当該訴えの提起等が行われな
いときは、評議員は、自ら理事の不正行為の差止の訴えを提起することができるとされています（67条
2項）。

学校法人 NEWSLETTER

6. 大臣所轄学校法人等以外の学校法人

改正法では、大臣所轄学校法人等とそれ以外の学校法人とで以下の表のとおり、異なる取扱いがされます。

	大臣所轄学校法人等	その他の学校法人
会計監査人	設置義務	任意
外部理事の数	2人以上	1人以上
理事の理事会への職務報告	年4回以上	年2回以上
評議員による評議員会の招集請求、議案提出等	1/10以上の評議員により可	1/3以上の評議員により可
内部統制システム	理事会による方針決定	任意
事業に関する中期的な計画	策定義務	任意
計算書類等、財産目録等の閲覧	誰でも可能	評議員、債権者、在学生 その他利害関係人のみ可
解散・合併 ・寄附行為変更（軽微な変更を除く）	理事会の決議 ＋評議員会の決議	理事会の決議
情報の公表	義務	努力義務
評議員構成に関する経過措置	2026年度の最初の 定時評議員会の終結時まで	2027年度の最初の 定時評議員会の終結時まで

（当事務所に関するお問い合わせ）
 森・濱田松本法律事務所 広報担当
 mhm_info@mhm-global.com
 03-6212-8330
 www.mhmjapan.com